平面図及び写真の注意事項
（通所介護・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護
旧介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスＡ用）

１　平面図作成について

各室の面積、添付写真の撮影方向を記載するほか、以下の内容に配慮し作成してください。なお、既存の平面図を利用して作成することも可能です。

（１）全サービス共通

〇トイレ

□　ナースコール及び手すりの位置を記載

〇脱衣室（要面積記載）

□　ナースコール及び手すりの位置を記載

〇浴室（要面積記載）

□　ナースコール及び手すりの位置を記載

〇厨房（要面積記載）

〇汚物処理室

□　扉またはカーテンなどで区画されていることが分かるよう記載

（２）通所介護・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護

〇食堂及び機能訓練室（要面積記載）

□　利用定員分のテーブルとイス及び洗面設備を記載

□　食堂及び機能訓練室の範囲を蛍光ペンで囲う等により明記

〇事務室（要面積記載）

□　机、いす、鍵付書庫その他設備備品を記載

※　机・イスについては、少なくとも管理者・生活相談員分が必要。

〇相談室（要面積記載）

□　プライバシー保護のため、区画されていることがわかるよう記載

□　テーブル、いす等の備品を記載

※　最低テーブル１個、いす２個必要。相談中は対応者以外が入らないよ

うにするため、書庫等の事業運営上必要なものは置かないこと。

〇静養室（要面積記載）
□　ベッドまたは布団を記載
※　ベッド等は２組以上必要。
□　ナースコールの設置位置を記載
※　ナースコールは２組以上（ベッド等と同数以上）必要。

（３）旧介護予防通所介護相当サービス・通所型サービスＡ
〇サービス提供に必要な場所（要面積記載）
□　当該場所の範囲を蛍光ペンで囲う等により明記

２　写真撮影チェックリスト
□　事業所の外観（建物全体・どのような建物か判るように１～２枚）
□　事業所の入り口部分が判る写真（段差解消部分も判る写真）
□　事業所内の各部屋の写真（従業員のトイレや休憩室等含む）
□　食堂・機能訓練室は、全体及び手すりの設置や利用定員分のテーブルとイスの数が確認出来るように様々な角度からの写真を撮る。
□　旧介護予防通所介護等のサービス提供に必要な場所は、全体が分かるように様々な角度からの写真を撮る。
□　洗面設備については、アップで自動水栓かレバー式か判るように。また、消毒液（誤飲防止のため固定すること）やペーパータオル等衛生面に配慮していることが判るように。
□　事務室内については、机・イスの数やパソコン・ＴＥＬ・ＦＡＸ等の備品の配置場所が判るように。
□　鍵付書庫（鍵が付いていることが判るように、鍵を差し込んでアップ）
□　相談室については、個室又は区画されていることが判るような外側の写真とテーブル・イスの数の判る内側の写真。
□　静養室については、機能訓練室側からの写真とベット又は布団が何組か判る写真とナースコールの設置（２組の場合は２個）が判る写真。
□　トイレは全ての箇所について、外からの鍵の開錠が判るように扉の鍵の部分と内部全体と手すり・ナースコールが判るように。
□　脱衣室については、外側よりのれん・カーテンが確認できる写真と内部全体と手すり・ナースコールが判るように。

□　浴室については、内部全体と洗い場の手すり・浴槽の手すりとナースコールが判るように。
□　浴室のお湯の温度管理盤（やけど予防）
□　ナースコール受信盤。
□　厨房については、２～３枚で内部の様子が判るように。
□　汚物処理室については、区画されていることが判る写真と内部全体と換気扇の写真。
□　消防誘導灯及び送迎車（駐車場所）の写真。

※　事前協議時のチェックリストの各項目が確認できるよう撮影すること。
※　写真を写す時は、事業所内を整理整頓の上、写真だけで事業所の設備・備品の配置状況がわかるように撮影すること。